

特定震災特例経営強化計画の 履行状況報告書

平成 25 年 12 月

 **相双五城信用組合**

1. 平成 25 年 9 月期決算の概要	・・・	1
(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制		
① 経営環境		
② 震災復興への取組み体制		
(2) 決算の概要		
① 資産・負債状況		
② 損益の状況		
③ 自己資本比率の状況		
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・・・	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況		
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況		
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制		
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況		
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況		
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況		
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況		
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
③ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況		
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
3. 剰余金の処分の方針	・・・	21
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	・・・	22
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針		
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針		
(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針		

1. 平成 25 年 9 月期決算の概要

(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制

① 経営環境

福島県内景気は、海外需要の改善や、震災復旧・復興関連投資が増加しているほか、消費が堅調に推移していることから、緩やかに持ち直しの動きが続いています。一方、当信用組合の営業区域であります相双・いわき地域の皆様からは、震災や原発事故の困難に直面しながらも、前へ向かって進もうとする強い意志が引き続き感じられます。事業者についてはグループ補助金をはじめとする政府の支援策、また、個人については住宅資金借入に対する利息の補助等によって、本格的な復興に向けようやく希望の光が見えてきたところであります。

② 震災復興への取組み体制

このような状況の中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、平成 23 年度に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じた 160 億円の資本支援を受け、財務基盤の強化を図り、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小規模事業者等への信用供与の円滑化に向けた体制を整えております。

今後も、金融機能強化法に基づく「特定震災特例経営強化計画」を着実に進め、震災からの復興支援に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

(2) 決算の概要

① 資産・負債の状況

ア. 貸出金残高

貸出金残高(末残)は、平成 24 年 9 月末比 1,352 百万円増加の 27,840 百万円となりました。

平成 25 年 9 月期時点で営業する 8 店舗（本部含む）では、23,224 百万円と同比 3,599 百万円増加いたしましたが、原発事故により臨時休業中の 3 店舗では繰上げ返済等により 4,616 百万円と同比 2,247 百万円減少致しました。

イ. 預金残高

預金残高(末残)は、平成24年9月末比12,667百万円増加の64,663百万円となりました。

津波被災地の土地買い上げ資金や東京電力からの補償金等の入金により、要払性預金は24,142百万円と同比5,419百万円増加し、定期性預金は40,520百万円と同比7,248百万円増加しました。

② 損益の状況

現在休止している3店舗は、東京電力からの補償金等による貸出金返済に伴う残高減少により貸出金利息収入も減少しました。しかしながら、平成25年9月期時点で稼働している8店舗の融資量増加により、震災復旧・復興のための低金利特別融資の販売促進に伴う金利低下があるものの、前年度並みの貸出金利息収入となりましたことから、コア業務純益は、前年同期比4百万円増加(増減率18.52%)の29百万円となりました。

経常損益は、東京電力の補償金等による貸出金の繰上げ返済等が進んだことに伴う貸倒引当金の取崩しにより、与信関連費用が大幅に減少(貸倒引当金戻入益1,738百万円)したことから、1,785百万円の利益計上となりました。

この結果、当期純利益は、前年同期比1,166百万円増加の1,767百万円となりました。

今後におきましてもより一層、地域の復旧・復興に継続的に貢献しつつ収益力の強化を図ってまいります。

③ 自己資本比率の状況

上記のとおり、当期純利益は1,767百万円の利益となったものの、貸出金の増加等に伴いリスクアセットが増加したことから、単体自己資本比率は平成25年3月末比2.03ポイント低下しましたが、49.80%と高水準を維持しております。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

ア. 信用供与の実施に係るシステムの活用

当信用組合では、主なお客様であります中小零細事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信用組合業界において信用リスクシステムを導入した平成14年当初より同システムを導入し、信用格付けに基づく取引方針の下で、融資推進を図っております。

他方で、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、とりわけ原発事故の影響から、営業エリアである相双地区の経済は深刻な被害を受け、また、経営環境が激変するなかで、お客様を取り巻く状況もそれぞれ異なり、時々刻々と変化しております。さらに、原発事故等の被災による優遇措置により、未だ所得申告をされていない方も多数おられることから、財務状況把握が困難で新規融資の対応は難しい状況でもあります。

当信用組合といたしましては、地域復興には、経済活動の立て直しが急務であると考え、地域に密着した金融機関として、これまで培ってまいりましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した速やかな与信判断あるいは経営分析を行い、財務規模の小さい中小零細事業者の強みや弱みを見極め、東日本大震災以降、顧客サポートを行うとともに、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士の常時訪問による経営指導を行っております。(経営改善支援取組先：平成23年度5先、平成24年度30先、平成25年度11月現在19先)

イ. 経営改善支援委員会の設置

当信用組合では、東日本大震災の発生以前より、信用供与の円滑化を図るため、融資部を中心としたスタッフで経営改善支援委員会（現在6名体制）を設置しており、経営改善計画書を徴求した大口の債務者につきましては、常時営業店の管理職が訪問し、進捗状況を管理するとともに、経営改善支援委員会においてその内容を精査し、改善が遅れている項目の指導提案やコスト削減等の管理指導を行っております。

また、条件変更実行先について、大口先（貸出残高4千万円以上：13先）は四半期ごと、中口先（同1千万円以上4千万円未満：28先）は年次ベースで、それぞれ期中管理表により管理しているほか、小口先（同1千万円未満：57先）は決算書更新の都度、業況管理を行っております。

平成24年4月以降においては、同委員会を毎月開催しており、上記活動に加え、各営業店が把握したお取引先の震災被害の状況を取り纏め、継続的な管理を図るとともに、復興に向けた融資や再生支援等への取組みなど、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況を集約し、進捗管理を行っております。

ウ. 休日融資相談会の実施

窓口営業時間に来店なさることが困難なお客様のために、個別訪問活動や夜間融資相談会を実施してまいりました折に、休日の融資相談会を求めるお客様の声が多く寄せられましたことから、平成24年6月より夜間融資相談会に代えて、月2回午前9時から午後5時まで、顧客利便性向上の観点より休日融資相談会を本店他5店舗で継続開催しております。



【休日融資相談会受付実績】

(単位：件、百万円)

	平成24年12月 ～ 平成25年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相談件数	105	21	10	12	13	11	10	9	7	198
実行件数	20	4	3	2	3	2	7	4	3	48
実行金額	230.3	53	13	40	53	27	11	53	13	493.3

今後も、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、ホームページへの掲載や窓口相談等により復旧・復興の一助となるようタイムリーな資金等の提供を行って参ります。

エ. 相談所の設置

当信用組合では、会津若松市、二本松市にそれぞれ相談所を開設し、復旧・復興等にかかる相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施しておりますほか、お客様の強い要望により、いわき相談所を支店に格上げし、いわき地区に避難されている富岡支店、大熊支店、浪江支店のお客様対応もさせていただいております。

また、返済方法の変更等の条件変更に係る相談を積極的且つ継続的に対応しておりますが、条件変更の実行は平成24年12月～平成25年11月迄において28件の382百万円と落ち着きだし、替わって同時期において東電賠償金による完済相談件数が増加し2,296百万円繰上げ完済となっております。

【各相談所の相談受付実績】

《平成25年11月末現在》

(単位：件)

	相談件数	うち借入	うち条件変更	うち完済	うち内入返済	うち約定返済	うちその他
二本松相談所	284	-	63	164	15	23	19
会津若松相談所	845	55	158	311	49	63	209
いわき支店 (旧いわき相談所)	685	109	97	290	12	25	152

オ. 戦略的営業活動の展開

α. 地域に密着した営業活動の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う警戒区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も受けております。

その様な中におきましても、津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げ、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも発生していることから、被災した個人の方への個別訪問活動を実施しているほか、事業者の方へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日（集金

等を行わず開拓に特化)として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進しております。

加えて、津波により店舗を流失し仮店舗で営業を行っていた相馬港支店を、平成25年8月に新しい店舗に建て替え、お客様の利便性向上を図るため仮店舗にはなかったATMの設置等も行ったうえで、新装開店いたしました。



b. 営業エリアの拡大

当信用組合では、宮城県南部に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることなどから、同地域へ営業エリアを拡大いたしました。同地域におきましては、宮城県の新店舗第1号となる亘理支店(亘理郡亘理町逢隈地区)を平成25年7月3日に開設致しました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合(本店所在地:宮城県柴田郡大河原町)と、平成25年11月25日対等合併いたしました。この合併後を機に、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指します。



C. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため、東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資商品を提供しております。

<平成23年4月から平成25年11月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	金額	商品概要
SSクイックローン	6	32	1年以上の事業実績など保証協会が定めた条件の対象者（中小零細企業）・ファックスで申込受付し、即日保証決定・融資金額5,000万円迄

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

A. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において四半期毎にレビューしており、各担当部署からの報告に基づき、強化計画の進捗状況を一元的に管理し、強化計画に掲げた施策の検証を行っております。

また、同委員会は強化計画の進捗状況や協議内容を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

イ. 理事会における検証

四半期毎に開催している理事会において、常務会より経営改善支援委員会での強化計画の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証を行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しております。その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保又は保証に依存しない融資を実践しております。

具体的には、以下の事業者向けカードローンを取扱っており渉外活動の徹底によるお客様ニーズの把握により推進しております。

今後も同様に震災復興に資する商品として、拡大したエリアにおいても推進してまいります。

【事業者向けカードローン】

<平成 25 年 11 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
SSサポートプラスワン	118	206	・平成 16 年 10 月より取扱開始・信用格付応じ融資の可否判断・融資金額は 300 万円迄（平成 24 年 4 月より復興 s s サポートプラスワンにて取扱開始）
事業者カードローン	29	37	平成 2 年 9 月より取扱開始・業暦 3 年以上・融資金額無担保 500 万円迄、有担保 1,000 万円迄
合計	147	243	

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業エリアである相双地区につきましては、東日本大震災の発生から 2 年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が深刻な状況にあります。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を的確に把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

【被災者向け新規融資の状況】

(単位：先、百万円)

	新規融資			
	(平成 25 年 11 月末までの累計)		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	310	10,405	41	2,369
運転資金	63	888	13	272
設備資金	205	9,411	21	2,015
カードローン	42	93	7	82
消費資金	38	182	0	0
住宅ローン	85	1,407	4	102
合計	433	11,995	45	2,471

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ

向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し、十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを強く決意し、行政、公的機関、全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行しております。

主な施策につきましては、以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、前記のとおり、よりきめ細やかな相談サポートが行えるよう、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市・いわき市に相談所を開設し、融資のみならず相続相談等、お客様のあらゆる相談の対応とサポートを行っております。その様な中、特にいわき市については、浪江町、大熊町、富岡町の住民の方々が大量転入されていることや、すでに居住されているお客様から、支店昇格を望まれる声が多く上がっていることから、いわき相談所を平成25年3月に支店へ昇格し、営業店として全ての業務を行いサービスの向上を図っております。

イ. 債権管理サポートチームの創設

当信用組合では、東日本大震災以降、被災されたお客様の多くが就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされ、融資の弁済が困難となったことを考慮し、平成23年7月に、融資部を中心とする組織横断的な債権管理サポートチームを発足させました。

同サポートチームにおいて、お客様への被災状況のヒアリングを進め、条件変更を含めた債権正常化に努めました結果、震災前より営業を継続している福島県内6店舗（震災後開設したものの、本店等から顧客を一部移管した相馬西支店を含む）の延滞状況は震災前の状態まで回復しております。現在は、原発事故に伴う緊急避難区域に立地する被災3店舗（浪江・大熊・富岡支店）に係る債権管理に重点を置きながら、ヒアリング等により把握したお客様の状況を踏まえ、対応しております。

【震災後の延滞債権の推移】

(単位：先、百万円)

	平成23年4月末		平成25年11月末		対比	
	先数	残高	先数	残高	先数	残高
原発被災外店舗	521	4,457	41	870	-480	-3,586
原発被災店舗	809	5,385	77	1,892	-732	-3,493
計	1,330	9,842	118	2,763	-1,212	-7,080

【震災後の条件変更実行（平成 25 年 11 月末現在）】（単位：先、百万円）

	事業資金		住宅資金	
	実行先数	実行債権金額	実行先数	実行債権金額
原発被災外店舗	120	1,610	59	717
原発被災店舗	116	6,242	64	791
計	236	7,852	123	1,508

ウ. 被災信用供与先への対応

a. 弁済期限の猶予等条件変更

被災により平成 23 年 4 月末の延滞発生先数は 1,330 先 98 億円となっておりましたが、平成 25 年 11 月末までに事業性資金と住宅資金において 359 先 93 億円の条件変更を実施し、他に消費性ローンの条件変更等にも取組みましたことから、延滞先数は 118 先 27 億円まで減少し、債権の正常化が図られております。

【震災後の事業性資金、住宅資金、消費者ローンに係る条件変更実行】

（単位：先、百万円）

	23 年 4 月～25 年 5 月		25 年 6 月～25 年 11 月		計	
	実行先数	実行債権金額	実行先数	実行債権金額	実行先数	実行債権金額
事業性資金	196	7,107	40	745	236	7,852
住宅資金	122	1,498	1	10	123	1,508
消費者ローン	56	33	0	0	56	33

b. 弁済自動振替の一時停止

東日本大震災直後より、被災された事業者や住宅ローン利用先等から、既往融資約定弁済の一時停止の申し出が相次ぎました。

当信用組合では、福島県内の甚大な被災状況を踏まえ、速やかに約定返済の一時停止の取扱いを行いました。

現在では、新たなお申出はなくなりましたが、一時停止期間を経過した先につきましては、条件変更を行うなど被災者の状況に応じた対応を行っており、平成 25 年 11 月末現在における約定弁済の一時停止先は、12 先 485 百万円となっております。

エ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合におきましては、合併により店舗数が 14 店舗となりましたが、東日本大震災に伴う原発事故の影響により現在も浪江・大熊・

富岡支店の3店舗が臨時休業を余儀なくされております。

また、当該地域から避難されたお客様の状況等に鑑み、会津若松市・二本松市にそれぞれ相談所の継続営業を実施しており、各種ご相談に応じております。

さらに、営業エリアを拡大した宮城県亘理町に平成25年7月3日亘理支店を開設し、宮城県・山形県方面に避難しているお客様の利便性向上も図っております。更に、平成25年11月25日には、宮城県大河原町に本店を有している五城信用組合と合併し、大河原支店・岩沼支店・蔵王支店を含め14店舗（臨時休業3店舗含む）となり、基盤拡充を図っております。

オ. 避難などにより当信用組合の営業地域を離れたお客様への総合相談窓口等の開設の周知

浪江・大熊・富岡支店のお客様の多くが当信用組合営業区域外に避難している状況で、広報・マスコミへの依頼や当信用組合ホームページでの告知等により、各相談所において各種預金業務の取扱いや各種相談を受け付けていることを周知しております。

加えて、定期性預金の満期案内及び満期経過先への郵送での通知を継続徹底することで、お客様へ周知をしております。

カ. 震災復興に向けた新商品の提供

ア. 事業者向け復興融資

当信用組合では、事業者への信用供与につきましては、福島県の緊急経済対策公的支援制度の融資である「ふくしま復興特別資金」等を活用するほか、避難されたお客様を訪問すること等で、各事業者の置かれた状況をきめ細かく把握し、事業再開の相談等に真摯に対応することで、復旧・復興に向けた資金ニーズの把握に努めております。しかしながら、震災復旧関連投資の増加による関連企業の資金繰りが好転していること、また一方では、原発事故の影響により避難者がいまだ多数存在することから、先行きの不透明感があり、事業性資金の需要が乏しい現状にあります。

このような中、お客様の融資ニーズにお応えするため、「そうしん復興特別資金」及び「そうしん復興アパートローン」を開発し、平成24年3月から取扱を開始する等、事業者向け復興資金の推進に取り組んでまいりましたところ、「そうしん復興アパートローン」は、津波による自宅等被害を受けた方々の仮設住宅離れによるアパートの

需要や、復興事業従事者の宿泊施設需要が多く、現在も南相馬市以北の福島県内や宮城県営業エリアのアパート建設資金として提供しております。

新商品概要

- ・「そうしん復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。（取扱期間を平成26年3月末まで延長。）

- ・「そうしん復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供。（取扱期間を平成26年3月末まで延長。）

【事業者向け復興融資の状況】

<平成25年11月末現在>

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資金額	商品概要
ふくしま復興特別資金 (保証協会)	47	702	東日本大震災の影響を受け又は原発避難区域に事業所を有する事業者・運転資金、設備資金8,000万円
東北地方太平洋沖地震対策資金 (保証協会) 平成23年9月終了	3	44	東北地方太平洋沖地震又は福島第一原発事故の影響を受けている事業者・一般枠運転設備資金7,000万円 金融環境激変枠運転設備資金5,000万円
そうしん復興特別資金 (プロパー)	75	2,310	東日本大震災の被災事業者等・限度額2億円・運転資金の手形貸付は原則担保不要
そうしん復興アパートローン (プロパー)	132	7,270	東日本大震災の被災を受けた法人、個人・限度額2億円・対象物件担保

b. 被災者向け住宅ローン

当信用組合では、住宅の再建支援策として、平成23年9月に金利を優遇した復興住宅ローンの取扱いを開始しております。

平成23年度は、被災者が義援金や支援金等の支給を受けている段階でありましたが、平成24年度以降は、相馬市・新地町の沿岸地域の防災集団移転促進事業に伴う住宅再建の動きが活発化し、お客様からの申込が出て来ております。

なお、南相馬市の防災集団移転促進事業は、相馬市・新地町より遅れており、これから、土地の買取価格決定・集団移転先の抽選等が始まりますが、平成 23 年 12 月に作成された当初計画よりさらに遅れる見込みです。原発 20 km圏内の地域については一部の地区が警戒区域解除準備区域になったものの、除染・ライフラインの整備等が進んでおらず、かつ、戻って来られる意向の方は高齢者の方が大多数を占めております。また、30 km圏内においても同様に進んでおらず、他地域への避難者も多いことから、本格的なニーズが出てくるのはまだまだ先と考えられますが、住宅の復興需要に即時対応できるように、引き続き仮設住宅や借上げ住宅訪問及び休日融資相談会等においてニーズの把握に努めております。

<平成 25 年 11 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
災害復興住宅ローン	83	1,376	東日本大震災の罹災者に対する住宅の新築、増改築資金、住宅用土地及び住宅の購入資金等

c. 被災者への生活支援融資

当信用組合では震災後被災者の生活支援のため「東日本大震災被災者向け生活再建支援融資」の取扱いを平成 23 年 3 月より開始いたしましたほか、震災により自宅や車等が流失する損害を受けたお客様へのマイカー、リフォーム資金等の無担保無保証の融資商品「そうしん災害復旧ローン（正式名称「東日本大震災復旧ローン」）」を平成 23 年 9 月より販売・推進しておりますが、震災後 2 年以上が経過し、新規の申し込みもないことから、緊急時の対応商品である「東日本大震災被災者向け生活再建支援融資」の使命は終了したと言えるのではないかと考えられます。今後においては、「東日本大震災復旧ローン」を推進していきます。

<平成 25 年 11 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資残額	商品概要
東日本大震災被災者向け生活再建支援融資 (プロパー)	6	0	東日本大震災の被災者に対する生活再建準備資金・融資金額 30 万円・期間 3 年・保証人配偶者又は家族 1 名
東日本大震災復旧ローン (しんくみ保証)	34	38	東日本大震災及び原発事故の被災者・家財、住宅修繕、車輛修理又は買い換え保証会社しんくみ保証

キ. 被災したお客様の事業再生・事業承継へ向けての支援

a. 事業再生に対する支援

東日本大震災の影響を受けたお客様の実態につきましては、震災以降、個別訪問の頻度を高めるなど、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた体制を整えております。

支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士（平成 25 年度支援先 19 先）や福島県産業振興センターの専門家派遣事業の専門家（同 2 先）を派遣して経営上抱える問題の解決に取り組む他、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

今後は、D D S 等お客様の事業規模、財務状況に応じた様々な手法による再生支援も検討してまいります。

b. 事業承継に対する支援

・事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を整えております。

なお、平成 25 年 7 月に独立行政法人 中小企業基盤整備機構主催の「事業承継支援会議」へ、職員 1 名が参加しております。さらに、平成 26 年 3 月に独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと「(仮) 知的資産経営と事業承継セミナー」開催に向け現在準備を進めており、お客様の積極的な参加を期待しています。

ク. 二重ローン問題等への対応

a. 中小企業再生支援協議会との連携

当信用組合は、中小企業再生支援協議会との連携を強化し、同協議会を通じ外部の専門家の様々な知識・経験を活用することで、被災された中小規模事業者の事業再建に資する取組みを推進することとしております。

今期、新たに取り組んだ案件はありませんが、引き続きお客様の状況を見極め、同協議会との連携強化を図りながら積極的に活用し、再生支援に取り組んでまいります。

b. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災された中小企業者・小規模事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口とし、積極的に活用することとしております。

平成 25 年 12 月末までに、当信用組合から 7 件の相談案件を持ち込んでおります。持ち込んだ相談案件のうち 1 件については、福島産業復興機構において、債権買取支援を実施しました。

今後におきましても、営業店と本部が一体となって同センターとの連携を図り、両機構の活用が見込まれる先をリストアップして状況に応じた支援を行ってまいります。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、平成 23 年 12 月に福島県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えております。

当信用組合から相談を持ち込んだ 1 先を含む 5 先については、同機構による支援決定を受け、うち 2 先については、平成 25 年 12 月迄に同機構による買取りが完了したほか、2 先については債権買取りの「同意書」を交付しております。

また、ほか 1 先については、福島県産業復興相談センターの支援スキームを活用し、同センターにおいて作成した経営改善計画書に基づき条件変更を実施したほか、経営改善に必要な資金についても当信用組合が支援することを決定しております。

今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進しております。

以前から活用に向けて具体的に協議を進めておりました3先のうち1先については平成25年5月に同機構による買取りが完了したほか、平成25年12月末迄に1先については「同意書」を交付しており、他に当信用組合から相談を持ち込んだ1先については活用に向け協議しておりましたが、当信用組合が独自で支援を実施することとなりました。当該債務者の支援については、福島県産業振興センターの協力を頂き経営改善計画書を作成し、その計画に基づき当信用組合で可能な限りの支援を実施する方針です。

今後につきましてもお客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

・「しんくみりカバリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみりカバリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めております。

また、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンドとしては、当信用組合を含む福島県内の10金融機関、(独)中小企業基盤整備機構及び福島県信用保証協会の出資により組成された「うつくしま未来ファンド」もあることから、当信用組合では、お客様の状況等に応じて、これらのファンドについて活用を検討してまいります。

c. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成25年12月末時点で、弁済計画書に同意済1件、債務整理開始の申出書を受理1件、お客様が運営委員会と相談中1件です。

また、津波による被災地の買い上げ価格が決定している相馬市・新地町においては、土地買取りが始まっていることから、対

象先のリストを作成し、パンフレットを持参しながら個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知徹底を図っております。

今後におきましても、遅れている南相馬市において平成25年度から防災集団移転促進事業が本格化すると考えられ、相馬市・新地町と同様に対応するなど、引き続きガイドラインの周知を図るとともに、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで積極的に利用を勧奨し、弁護士や税理士とも連携しながら、ガイドラインに沿った債務整理等に適切に対応してまいります。

ケ. 人材育成

被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、多種多様なご要望に対応できる人材の育成が第一と考え、福島県信用組合協会研修や全信組連の研修会への参加、信用組合通信教育・銀行研修通信教育実施後、職務検定試験などを積極的に実施しております。さらに若手職員に対するOJTによる指導強化に加え、経営改善支援委員会による震災復興への対応事例・ノウハウの蓄積を推進活用するとともに、店長会議にて「福島産業復興機構」「うつくしま未来ファンド」による支援事例等による研修会を実施しております。

若手職員に対するOJT以外に渉外担当者に対して、新規開拓に対する意識向上とスキルアップを目指した外部研修を実施しております。

【福島県信用組合協会研修】

(単位：人)

研修講座名	時期	参加人数
保証協会付事業融資開拓研修	平成25年5月10日～11日	3
支店長及び次席者管理講座	平成25年6月14日～15日	3
フィナンシャル・アドバイザー講座	平成25年7月4日～6日	3
保証協会付事業融資フォロー研修	平成25年7月23日～24日	3
窓口金融法務講座	平成25年8月16日～17日	3
融資渉外講座	平成25年9月5日～7日	3

【全信組連研修】

(単位：人)

研修講座名	時期	参加人数
事業承継研修会	平成24年11月14日	2
資本金借入金研修会	平成25年4月12日	2

【通信教育】

(単位：人)

講座名	初級職員	中級職員	上級職員	合計
受講人数	17	6	10	33

コ. 地方公共団体等への支援

東日本大震災では、地震や津波のほか原発事故の影響も加わり、特に沿岸部を中心に行政機能も甚大な被害を蒙りました。

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業が見込まれることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けに積極的に応じることとしており、平成24年度3件21百万円、平成25年度11月現在5件209百万円となっております。

また、この地域は鉄道が一部区間を除き寸断されており、除染の関係の業者に対するホテル、旅館、寄宿舍、アパートの建設資金の需要が多く、これに積極的に対応しており、地方経済の復興・発展に寄与しております。

サ. 日本銀行の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、平成23年6月、平成24年8月及び平成25年8月に全信組連を通じ、日本銀行による期間1年の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

シ. その他の被災地支援の取組み

当信用組合の独自商品として、東日本大震災の被災者支援を目的とした金利上乘せによる定期預金「希望パート3」を平成24年9月から平成25年11月までに26億2千万円販売しました。

さらに、津波被災地を明るくするなど地域の復興を後押しするために、販売総額の0.015%相当額の桜の苗木を寄贈する金利優遇定期「そうしん“桜”定期」を1,404百万円販売しました。これにより、平成26年2月22日に相馬市で運営している相馬市松川浦スポーツセンター(津波で被災した地区)に、全職員にて愛子桜の苗木百本を寄贈植樹することが決定しております。

＜被災者への主な支援事例＞

【事例1】東日本大震災で店舗が流出し事業を再開した中小企業支援

当信用組合のメイン取引先であるS社（卸・小売業）は津波被害を受け店舗設備が流出しましたが、当信用組合が福島県産業振興センターと連携して店舗建設設計とマネジメントについて支援したことで、同社は新たな土地で事業再開を果たしました。

こうした中、その後の時間の経過と共に同社では収益性という経営課題が顕在化して来たため、当信用組合は新たに同センターと連携して、作業工程を含む業務全般を抜本的に見直すなどの改善を指導しました。これにより同社の営業利益率の向上等収益改善が見込まれ、更に、当信用組合では現在再度同センターと連携し、同社の経営改善計画書作成に着手しております。

【事例2】収益力改善に取り組む中小企業

当信用組合メイン取引先であるT社（小売・サービス業）は震災前から収益力に問題を抱えたまま事業を継続してきましたが、金融負債は減少することなく資金繰りに苦慮していました。

このような中、当信用組合は福島県産業振興センターと連携して、事業の問題点を洗い出し経営改善計画書を作成し、メイン金融機関として当該計画書に基づく条件変更を他の取引金融機関に対し依頼・調整しております。

こうした取り組みにより、今後同社の収益力と資金繰りの改善が見込まれます。

（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合では、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、毎週水曜日には各営業店の得意先係が事業所開拓を集中的に実施しており、業務推進と共に事業転換、第2創業等の情報収集に努めております。さらに、対象先へは当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と本部担当者、営業店担当者の帯同訪問によるアドバイス等を実施する体制を整えておりま

す。

なお、創業又は新規事業の開拓に対する支援に関する研修会がある場合は、職員を積極的に参加させ支援体制の強化を図ると共に、新規創業に関する補助金等の申請を支援する体制を構築しております。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合では、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の随時訪問による経営指導により、専門的な顧客サポートを行っております。

平成25年度においては19先に対する経営相談や指導を実施しており、今後も積極的な派遣に取り組んでまいります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じた支援を積極的に実施しております。

③ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

ア. 支援態勢の確立

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、中小企業診断士を擁して事業再生に向けた取組みを支援するための体制を整えております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により中小企業診断士を擁して事業再生に向けた計画の策定支援を実施しております。

なお、当信用組合では、事業の継続・再開を目指す中小規模事業者・個人の過大債務の負担軽減等のための施策を広く知って頂くため日々の営業活動において周知活動を実施しております。

更に、職員の支援能力向上のため独立行政法人 中小企業基盤整備

機構主催による経営革新等支援機関向け経営改善・事業再生研修「個別分野コース・経営改善等計画作成演習」に各営業店長6人を参加させ、また一般財団法人全国信組中央会並びに全国信用組合連合会主催の「経営革新等支援機関向け経営支援実務研修」に役職員2人参加させております。

イ. 外部機関との連携

当信用組合では、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣、中小企業再生支援協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための体制を構築しております。

また、平成25年11月15日に第4回目が開催された「福島県中小企業支援ネットワーク会議」に職員1人が参加し連携強化に取り組んでいます。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

ア. 事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を整えております。

イ. 事業承継セミナーの開催

当信用組合は独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと「(仮)知的資産経営と事業承継セミナー」を平成26年3月開催に向け現在準備を進めており、お客様の積極的な参加を期待しています。

3. 剰余金処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お客様の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金を

お支払いしてまいりました。

しかしながら、平成24年3月期決算につきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、当期純損失となり、配当は無配といたしましたが、平成25年3月期決算におきましては、黒字転換しましたことから、震災以前の水準の配当を実施するとともに内部留保の積み上げを行うことができました。

また、優先出資による資本支援に対する配当は、所定の方法に従った配当金支払を実施しております。

なお、平成26年3月期以降におきましても引き続き、当信用組合を支えていただいております組合員の皆様に対しての安定した配当、並びに優先出資による資本支援に対する配当を実施・継続するとともに内部留保の充実に取り組んでまいります。

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制及び方針

① ガバナンス体制

当信用組合は、平成25年11月25日に、相双信用組合と五城信用組合が対等合併しました。これにより、宮城県の情勢等に詳しい常勤理事並びに非常勤理事それぞれ1名の増加を行い、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事6名と非常勤理事5名の11名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である検査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

検査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部署における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定を指示することとしており、これまでに、各担当部署より定期的な状況報告を受け、一元的な進捗管理を行っておりますほか、進捗管理に関する資料の検討・策定等を指示いたしました。

さらに常務会は、理事会に対し、上記計画の進捗や検討・指示事項を報告しており、牽制機能の強化に努めております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である検査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、検査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受けることとしており、平成24年度は、平成25年3月5日から平成25年3月11日迄5日間の監査を受けております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、九段監査法人（平成24年度に「新日本有限責

任監査法人」から変更)における定例監査を受けることとしております。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査体制の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度ごとに余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果をALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの統合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合では、地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めて頂き、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等をわかりやくすぐ伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開しております。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。